

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 4 年 5 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和4年5月26日(木) 午後2時00分から2時35分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子	二	委員 安田美詠子	三	委員 久保田篤正
	四	委員 加藤潤一	五	委員 若山晋		
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育総務課長、和泉学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会5月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会4月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会4月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。					
	— 各委員、了承 —					
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会4月定例会の議事録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の若山委員にお願いする。					
4 議事の取扱いの発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が7件、議案が2件の計9件である。					
	なお、本日の教委報告第28号から第32号、教委議案第23号につきましては個人情報扱う案件、教委議案第12号につきましては人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。					
	— 各委員、了承 —					
	神子教育長： 教委報告第28号から第32号、教委議案第23号については、「非公開」審議とする。					

5 報告事項(公開案件)	<p>神子教育長： 教委報告第26号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p>
(1) 教委報告第26号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第26号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第26号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 申し込みは必要か。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 申し込みは不要と聞いている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第26号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第26号については、了承とする。</p>
(2) 教委報告第27号「要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」	<p>神子教育長： 教委報告第27号「要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>谷掛学校教育副課長： (教委報告第27号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第27号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 8世帯が辞退されたとの話だが、その理由はわかるか。</p> <p>和泉学校教育課長： 自身が認定の基準から外れることが分かっている場合については、申請して断られる形でなく辞退されることもある。</p> <p>神子教育長： 教委報告第27号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第27号については、了承とする。</p>
5 議案審議(公開案件)	<p>神子教育長： 議案審議に入る。</p>
(3) 教委議案第22号「市指定文化財候補「田島家文書」の文化財指定について(諮問)」	<p>神子教育長： 教委議案第22号「市指定文化財候補「田島家文書」の文化財指定について(諮問)」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>中根文化財保護課長： (教委議案第22号の説明)</p>

	<p>神子教育長： 教委議案第22号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 上尾バイパスの工事により、今回の文化財指定になるか諮るということか。</p> <p>中根文化財保護課長： 今回の諮問については、上尾道路の整備等によるものではない。 ただ、市として1万数千点の貴重な資料について残していきたいという考えがあり、今回提案させていただいた。</p> <p>安田委員： 今現在は、この文書等の保護は市が行っているのか。</p> <p>中根文化財保護課長： 現時点では、北本市の文化財指定がされていないため、所有者の管理で保存されている。 保存物を確認させていただいているが、大変丁寧に保存されている。</p> <p>神子教育長： 教委議案第22号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第22号については、可決とする。 この後、北本市文化財保護審議会に諮問をさせていただく。</p>
<p>6 報告事項(非公開案件)</p>	<p>神子教育長： 報告事項の非公開案件に入る。</p> <p>— 以降、案件毎に関係のない職員は退席 —</p>
<p>(4) 教委報告第28号「北本市社会教育委員の任命について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第28号「北本市社会教育委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第28号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第28号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第28号については、了承とする。</p>
<p>(5) 教委報告第29号「北本市人権教育推進委員会委員の</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委報告第29号「北本市人権教育推進委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p>

<p>任命について」</p>	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第29号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第29号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第29号については、了承とする。</p>
<p>(6) 教委報告第30号「本市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委報告第30号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第30号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第30号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第30号については、了承とする。</p>
<p>(7) 教委報告第31号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の任命について」</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委報告第31号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第31号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第31号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第31号については、了承とする。</p>
<p>(8) 教委報告第32号「市民文芸誌「むくろじ」第46号の刊行に係る編集協力委員及び講評者の委嘱について」</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委報告第32号「市民文芸誌「むくろじ」第46号の刊行に係る編集協力委員及び講評者の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第32号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第32号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第32号については、了承とする。</p>

<p>7 審議案件(非公開案件)</p> <p>(9) 教委議案第23号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」</p>	<p>神子教育長： 審議案件の非公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第23号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第23号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第23号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第23号については、可決とする。</p> <p>— 職員、入室 —</p>
<p>9 その他</p>	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>和泉学校教育課長： (球技大会の実施結果について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>和泉学校教育課長： (新型コロナウイルス感染症の感染状況と修学旅行等について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>和泉学校教育課長： (いじめ重大事態について)</p> <p>神子教育長： 本件については、顧問弁護士の指導や指示に従って対応してまいりたい。 適宜、ご報告出来る状況になり次第、ご報告させていただき、委員の皆様にご審議いただかなければならない状況もあるかもしれないが、その際はよろしくお願ひしたい。</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>谷搦学校教育副課長： (令和4年度の教育委員学校訪問について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (市民文芸誌「むくろじ」の休刊について)</p>

10 閉会の宣言	<p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>— 特になし —</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会5月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和4年6月23日</p> <p>教育長 <u>神子 修一</u></p> <p>署名委員 <u>若山 晋</u></p> <p>書記 <u>落合 元</u></p>